

「2024年施行の介護保険法改正並びに介護報酬改定に関する
意識調査」

～地域包括支援センター調査～

とりまとめ報告書

令和6（2024）年11月

一般財団法人 長寿社会開発センター

はじめに

令和5年度の法改正（全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）では、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施が可能になりました。さらに、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することも可能になりました。

いずれも「居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る」ことを目指し制定されたものです。

昨今、いずれの産業も人材不足が指摘されている中、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所も人材確保は大きな課題のひとつになっており、令和4年度に当センターが実施しました地域包括支援センター調査においても、「委託先の居宅介護支援事業所を確保することに困難を来している」という結果がみられました。

そこで、現に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に従事している者が、今般の法改正で施行された前述の2つの事項に関しどのように考えているのか、また、実施状況等を通じて、今回の法改正・報酬改定による影響やその効果をどのように捉えているのかを把握することを目的に調査（Web調査）を行いました。

本調査結果は、

- ・『地域包括支援センターに勤務している専門職及びそれに準ずる方』
- に対し行った結果ですが、本調査とは別に
- ・『居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員の方』
- を対象に類似の調査も行っています。

詳細は、それぞれの報告書をご覧くださいと思いますが、地域包括支援センター調査、居宅介護支援事業所調査それぞれの結果として、前記2つの法改正を評価する声は低い結果がみられました。また、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員双方が、互いの業務量・業務負担感を認識している結果もみられました。ただし、居宅介護支援事業所調査においては、回答数が地域包括支援センター調査と比べ、少数であることにご留意いただいた上でお読みください。

令和6（2024）年11月

一般財団法人 長寿社会開発センター

目 次

(1) 調査概要	1
1. 背景と目的	1
2. 実施方法等	1
1) 調査対象	1
2) 調査方法	2
3) 倫理的配慮	2
3. 調査結果（総括）	2
(2) 調査結果	10
1. 地域包括支援センターでの勤務状況	10
2. 採用時の職種	11
3. 地域包括支援センターの運営形態	12
4. 地域包括支援センターの運営主体	13
5. 市区町村の人口規模	14
6. 現在の勤務先での実務経験年数	15
7. 令和6年4月1日以前の介護予防支援業務の委託実績	16
8. 介護予防支援費の単価改定に伴う 自地域包括支援センターでの変化	17
9. 「総合相談支援業務の一部委託」を受託する 居宅介護支援事業所の傾向	18
10. 指定介護予防支援の取扱件数1/3改定に伴う 居宅介護支援事業所の傾向	19
11. Q10で回答した理由	20
12. 「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する回答者の評価	22
13. Q12で回答した理由	25
14. 介護予防支援費の単価に対する評価	27
15. 利用者の有益性 （「介護予防支援の指定対象の拡大」）	28
16. 「総合相談支援業務の一部委託」に対する回答者の評価	29
17. Q16で回答した理由	32
18. 利用者の有益性 （「総合相談支援業務の一部委託」）	34
19. 今回の法改正や報酬改定を踏まえた、 今後の介護保険制度に関する意見	35
(3) 調査票	36

(1) 調査概要

1. 背景と目的

令和5年度の法改正（全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）において、地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項が盛り込まれた。

この改正に伴い、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施が可能になり、さらに、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することも可能になった。

昨今、いずれの産業も人材不足が指摘されている中、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所も人材確保は大きな課題のひとつになっている。

求められる役割が増大する中、令和3年度における地域包括支援センターの従事者数（包括的支援業務）は25,264人、居宅介護支援事業所の従事者数は116,811人であり微増・微減と大きな変動はみられない。

一方、地域包括支援センターにおける年間の総合相談件数は19,046千件にも上りセンター1ヶ所あたり3,614件（令和3年度）、また、居宅介護支援事業所の年間実受給者数は3790.9千人（令和3年度/年間累計受給者数34129.7千人）、居宅介護支援事業所1事業所あたり年間累計受給者数は890.7人（令和3年度請求事業所数は38,318件/年間累計受給者数34129.7千人）にも上っている。

令和4年度に当センターが実施した地域包括支援センター調査においては、「委託先の居宅介護支援事業所を確保することに困難を来している」という結果がみられた。

今般の法改正は、「居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る」ことを目指し制定された。

こうしたことから、地域包括支援センターに従事する方、居宅介護支援事業所に従事する方が、今回の法改正・報酬改定で施行される前述の2つの事項についてどのように考えているのか、また、実施状況等を通じて、今回の法改正・報酬改定による影響やその効果をどのように捉えているのかを把握することを目的に調査を行った。

2. 実施方法等

1) 調査対象

調査日時点で、以下に該当する方。

- ・ 地域包括支援センターに勤務している専門職及びそれに準ずる方（常勤、非常勤の別は問わない）。
- ・ 本調査に関し、調査協力者自身の同意が得られる方。
- ・ 回答後の同意の撤回は難しいことにも承諾いただける方。

2) 調査方法

- ・ 当センター主催のセミナー・研修申込者であって、調査協力に同意した地域包括支援センター職員およびその他アンケートに協力いただける地域包括支援センター職員を対象に、Googleフォームを使用したWeb調査を実施。調査票の作成、配信、回収は長寿社会開発センターで実施。
- ・ 調査期間は、令和6（2024）年7月11日～7月26日
- ・ 有効回答数487件（回収数488件。内、本調査に同意しない者1件）

3) 倫理的配慮

- ・ 本調査は、一般財団法人長寿社会開発センター研究倫理審査委員会の承認を得て実施（承認番号:2024-01）。

3. 調査結果（総括）

○ 実務経験年数と雇用形態

地域包括支援センターでの実務経験年数は、「5～10年未満」が多く26.3%であった。

また、採用時の職種は、「主任介護支援専門員」（33.5%）が多く、次いで「社会福祉士」（32.2%）が多かった。

勤務状況では、「常勤勤務」が最も多く94.7%を占めていた。[Q1～2, Q6]

表：実務経験年数（Q6）

	N	%
1年未満	87	17.9%
1～3年未満	78	16.0%
3～5年未満	59	12.1%
5～10年未満	<u>128</u>	<u>26.3%</u>
10～15年未満	84	17.2%
15年以上	51	10.5%
合計	487	100.0%

表：採用時の職種（Q2）

	N	%
主任介護支援専門員	<u>163</u>	<u>33.5%</u>
社会福祉士	157	32.2%
保健師	71	14.6%
看護師	46	9.4%
介護支援専門員	40	8.2%
その他	10	2.1%
合計	487	100.0%

表：勤務状況（Q1）

	N	%
はい（常勤勤務）	<u>461</u>	<u>94.7%</u>
はい（非常勤勤務〔週20時間未満〕）	4	0.8%
はい（非常勤勤務〔週20時間以上〕）	22	4.5%
いいえ	0	0.0%
合計	487	100.0%

○ **運営主体と人口規模**

地域包括支援センターの運営形態は、委託型（87.7%）が多かった。

運営主体は、「社会福祉法人（社会福祉協議会除く）」（44.0%）が多かった。

また、地域包括支援センターが所在する市区町村の人口規模は、「3万～10万人未満」が多く26.1%であった。〔Q3～5〕

表：運営形態（Q3）

	N	%
直営型	60	12.3%
委託型	<u>427</u>	<u>87.7%</u>
合計	487	100.0%

表：運営主体（Q4）

	N	%
社会福祉法人（社会福祉協議会）	91	21.3%
社会福祉法人（社会福祉協議会除く）	<u>188</u>	<u>44.0%</u>
医療法人	99	23.2%
社団・財団法人	21	4.9%
協同組合	8	1.9%
営利法人（会社）	14	3.3%
特定非営利活動法人（NPO）	0	0.0%
その他	6	1.4%
合計	427	100.0%

表：市町村の人口規模（Q5）

	N	%
5千人未満	36	7.4%
5千～1万人未満	42	8.6%
1万～3万人未満	80	16.4%
3万～10万人未満	<u>127</u>	<u>26.1%</u>
10万～20万人未満	76	15.6%
20万～50万人未満	82	16.8%
50万～100万人未満	33	6.8%
100万人以上	11	2.3%
合計	487	100.0%

○ **法改正による変化（介護予防支援）**

介護予防支援業務に関して、令和6年4月1日より前に委託をしていたことがある地域包括支援センターは、82.3%であった。

また、介護予防支援費の単価が上がったことに伴う自事業所での取扱件数の変化に関して、「変わらない」（92.2%）が最も多い回答であった。

なお、「大いに増えると思う」、「多少増えると思う」の回答は5.9%であった。

更に、指定介護予防支援の利用者数の取扱件数が3分の1に改定されたことを受け、日常生活圏域内の居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者数の取扱件数の増減をみたところ、「変わらない」（80.9%）の回答が最も多いが、「大いに増えていくと思う」、「増えていくと思う」の回答が11.3%みられた。〔Q7～8, Q10〕

表：令和6年4月1日以前の居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の一部委託の有無（Q7）

	N	%
委託をしていたことがある	<u>401</u>	<u>82.3%</u>
委託をしたことはない	86	17.7%
合計	487	100.0%

表：介護予防支援費の単価アップに伴う自事業所での取扱件数の変化（Q8）

	N	%
取扱件数が大いに増えると思う	9	1.8%
取扱件数が多少増えると思う	20	4.1%
変わらない	<u>449</u>	<u>92.2%</u>
取扱件数が多少減ると思う	8	1.6%
取扱件数が大いに減ると思う	1	0.2%
合計	487	100.0%

表：指定介護予防支援の取扱件数3分の1改定に伴う居宅介護支援事業所の傾向（Q10）

	N	%	
大いに増えていくと思う	3	0.6%	11.3%
増えていくと思う	52	10.7%	
変わらない	394	80.9%	
その他	38	7.8%	
合計	487	100.0%	

○ 法改正の評価等（介護予防支援）

「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価では、「どちらともいえない」（47.8%）の回答が最も多いが、「評価（賛同）できない」、「まったく評価（賛同）できない」の回答が30.6%を占めていた。

一方で、本改正の利用者の有益性という観点からは、「大変有益である」、「有益である」の回答は32.5%であった。

また、介護予防支援費の単価設定に関して、「非常に低すぎる」、「低すぎる」の回答が81.3%であった。〔Q12, Q14～15〕

なお、カイ2乗検定を行ったところ、採用時の職種（Q2）と本改正（介護予防支援の指定対象の拡大）への評価（Q12）、現在の地域包括支援センターでの実務経験年数（Q6）と本改正（介護予防支援の指定対象の拡大）への評価（Q12）において、それぞれ有意差が認められた。（ $p<.05$ ）

表：「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価（Q12）

	N	%	
大いに評価（賛同）する	16	3.3%	21.6%
評価（賛同）する	89	18.3%	
どちらともいえない	233	47.8%	
評価（賛同）できない	81	16.6%	30.6%
まったく評価（賛同）できない	68	14.0%	
合計	487	100.0%	

表：利用者にとっての有益性（介護予防支援の指定対象の拡大）（Q15）

	N	%	
大変有益である	17	3.5%	32.5%
有益である	141	29.0%	
どちらともいえない	263	54.0%	
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	39	8.0%	13.5%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	27	5.5%	
合計	487	100.0%	

表：地域包括支援センターが行う場合の介護予防支援費の単価への評価（Q14）

	N	%
非常に低すぎる	134	27.5%
低すぎる	262	53.8%
適正な単価である	90	18.5%
高すぎる	1	0.2%
とても高すぎる	0	0.0%
合計	487	100.0%

81.3%

表：クロス集計（Q12「介護予防支援指定対象の拡大への評価」 × Q2「採用時の職種」）

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487 100.0%	105 21.6%	233 47.8%	149 30.6%
主任介護支援専門員、介護支援専門員	203 100.0%	44 21.7%	86 42.4%	73 36.0%
社会福祉士	157 100.0%	27 17.2%	83 52.9%	47 29.9%
保健師、看護師、その他	127 100.0%	34 26.8%	64 50.4%	29 22.8%

カイ2乗検定：p<.05

表：クロス集計（Q12「介護予防支援指定対象の拡大への評価」 × Q6「実務経験年数」）

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487 100.0%	105 21.6%	233 47.8%	149 26.6%
1年未満	87 100.0%	20 23.0%	53 60.9%	14 16.1%
1年～5年未満	137 100.0%	35 25.5%	71 51.8%	31 22.6%
5年～10年未満	128 100.0%	22 17.2%	53 41.4%	53 41.4%
10年以上	135 100.0%	28 20.7%	56 41.5%	51 37.8%

カイ2乗検定：p<.05

○ 法改正による変化（総合相談支援業務）

総合相談支援業務の一部委託が可能となったことを受け、日常生活圏域内で受託する居宅介護支援事業所数の増減をみたところ、「増えないと思う」（86.9％）の回答が最も多く、「大いに増えていくと思う」、「増えていくと思う」の回答は10.5％であった。〔Q9〕

表：日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向（Q9）

	N	%
大いに増えていくと思う	2	0.4%
増えていくと思う	49	10.1%
増えないと思う	<u>423</u>	<u>86.9%</u>
その他	13	2.7%
合計	487	100.0%

10.5%

○ 法改正の評価等（総合相談支援業務）

「総合相談支援業務の一部委託」が可能となったことに対する評価では、「どちらともいえない」（54.4％）の回答が最も多い。

なお、「評価（賛同）できない」、「まったく評価（賛同）できない」の回答は26.6％を占めていた。

一方で、本改正の利用者の有益性という観点からは、「大変有益である」、「有益である」の回答は27.5％であった。〔Q16, Q18〕

なお、カイ2乗検定を行ったところ、現在の地域包括支援センターでの実務経験年数（Q6）と本改正（総合相談支援業務の一部委託）への評価（Q16）において、有意差が認められた。（ $p<.05$ ）

表：「総合相談支援業務の一部委託」に対する評価（Q16）

	N	%
大いに評価（賛同）する	11	2.3%
評価（賛同）する	81	16.6%
どちらともいえない	<u>265</u>	<u>54.4%</u>
評価（賛同）できない	84	17.2%
まったく評価（賛同）できない	46	9.4%
合計	487	100.0%

26.6%

表：利用者にとっての有益性（総合相談支援業務の一部委託）（Q18）

	N	%
大変有益である	7	1.4%
有益である	127	26.1%
どちらともいえない	<u>277</u>	<u>56.9%</u>
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	57	11.7%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	19	3.9%
合計	487	100.0%

27.5%

表：クロス集計（Q16「総合相談支援業務の一部委託への評価」 × Q6「実務経験年数」）

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487 100.0%	92 18.9%	265 54.4%	130 26.6%
1年未満	87 100.0%	17 19.5%	60 69.0%	10 11.5%
1年～5年未満	137 100.0%	30 21.9%	86 62.8%	21 15.3%
5年～10年未満	128 100.0%	22 17.2%	63 49.2%	43 33.6%
10年以上	135 100.0%	23 17.0%	56 41.5%	56 41.5%

カイ2乗検定：p<.05

○ 法改正、報酬改定を踏まえた介護保険制度への意見

自由記述を類型化してみると、「介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている」（21.1%）に関する意見が多くみられた。その他「報酬の低さの問題」（18.6%）や「人材確保の問題」（14.0%）の意見もみられた。[Q19]

表：法改正、報酬改定を踏まえた介護保険制度への意見（Q19）

（※事務局で自由記述を類型化）

	N	%
中途半端な改正、介護保険制度の存続の危機。介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている	51	21.1%
報酬の低さに問題あり	45	18.6%
人材確保が問題	34	14.0%
介護予防ケアマネジメント（総合事業）についても、居宅介護支援事業所への委託を可能として欲しい。地域包括支援センター業務からケアプラン作成を外すべき	30	12.4%
今回の改正は地域包括支援センターの業務負担軽減にむすびつくものではない。地域包括支援センターの業務量・業務負担が増加している	13	5.4%
改正内容が現場の実態に即していない	13	5.4%
介護業界全体の処遇の改善が必要（地域包括支援センター職員含む）	13	5.4%
市町村に課題あり（対応が遅い）	7	2.9%
今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担軽減にむすびつくものではない。負担増加	7	2.9%
介護支援専門員の更新研修の廃止・見直しが必要	5	2.1%
介護支援専門員の業務の明確化が必要	4	1.7%
訪問介護の報酬を上げるべき、事業所閉鎖・撤退に繋がりにかねない	3	1.2%
意見なし	2	0.8%
その他	15	6.2%
合計	242	100.0%

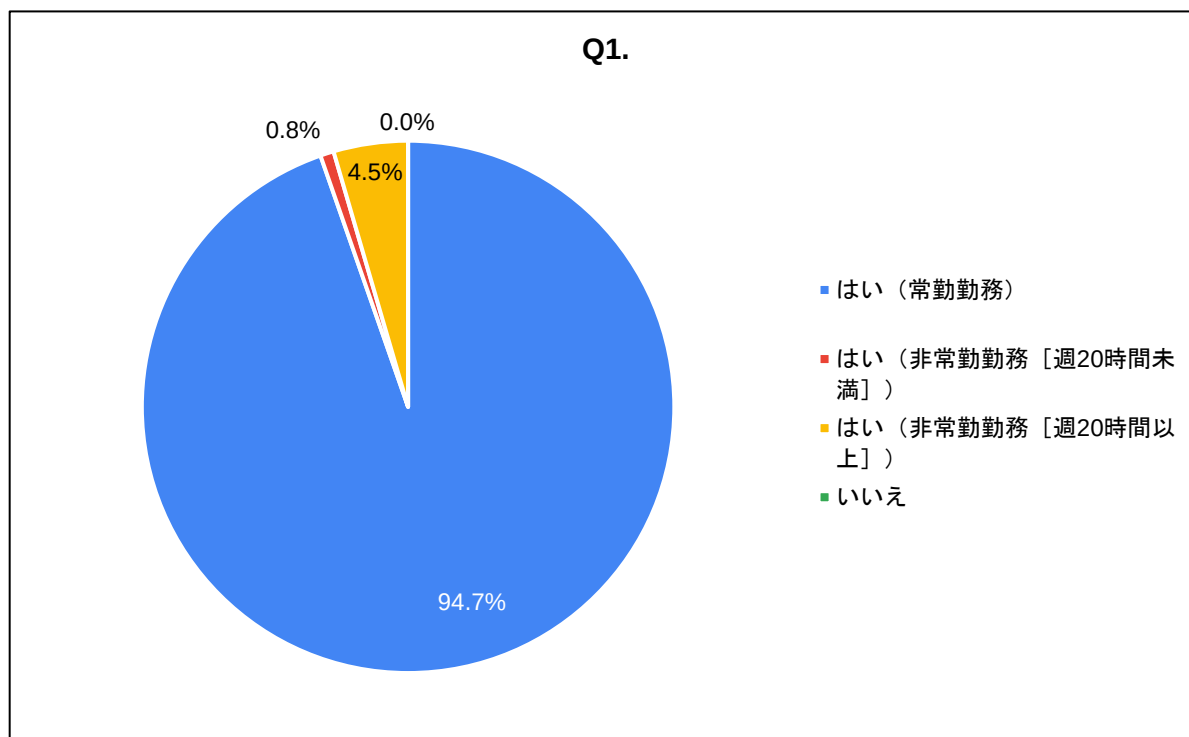
(2) 調査結果

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

Q1.あなたは、現在、地域包括支援センターに勤務していますか。 [SA] (N=487)

常勤勤務が最も多く94.7%であった。

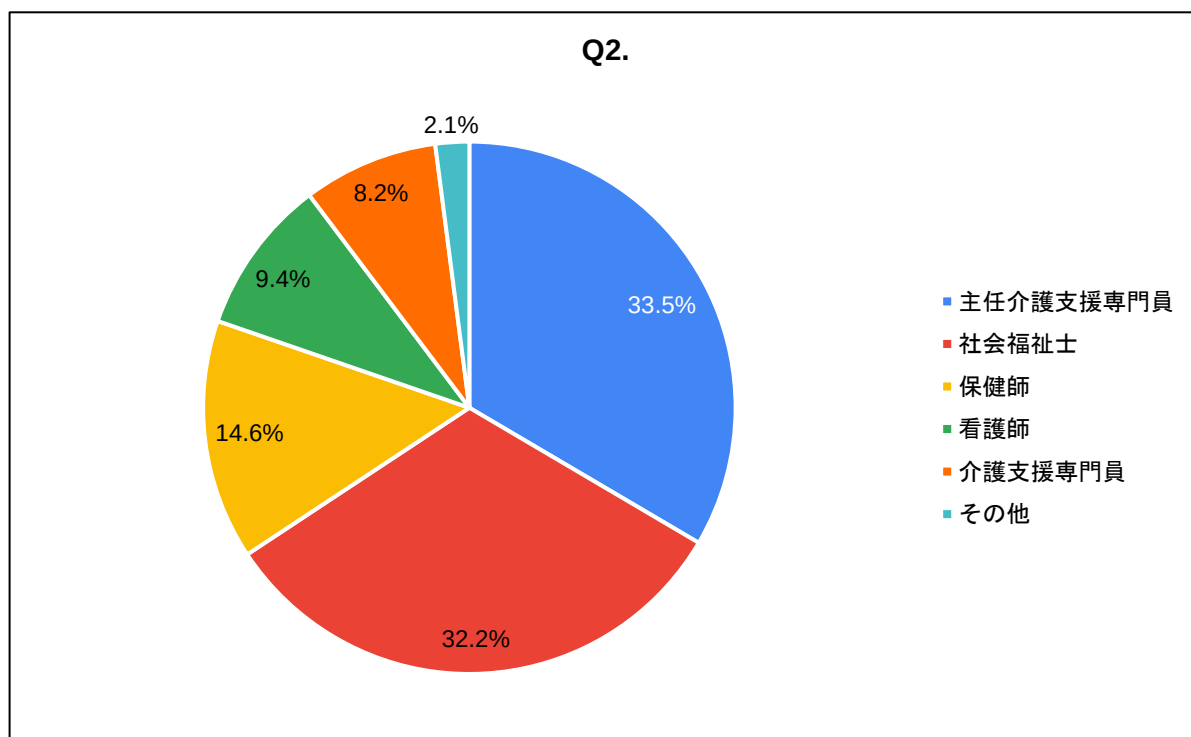
	N	%
はい（常勤勤務）	461	94.7%
はい（非常勤勤務〔週20時間未満〕）	4	0.8%
はい（非常勤勤務〔週20時間以上〕）	22	4.5%
いいえ	0	0.0%
合計	487	100.0%



Q2.現在勤務している地域包括支援センターでのあなたの職種をお答えください。保有職種ではなく、採用時の職種でお答えください。〔SA〕（N=487）

「主任介護支援専門員」が最も多く、33.5%であった。次いで、「社会福祉士」（32.2%）が多い。その他として、事務員、介護福祉士がみられた。

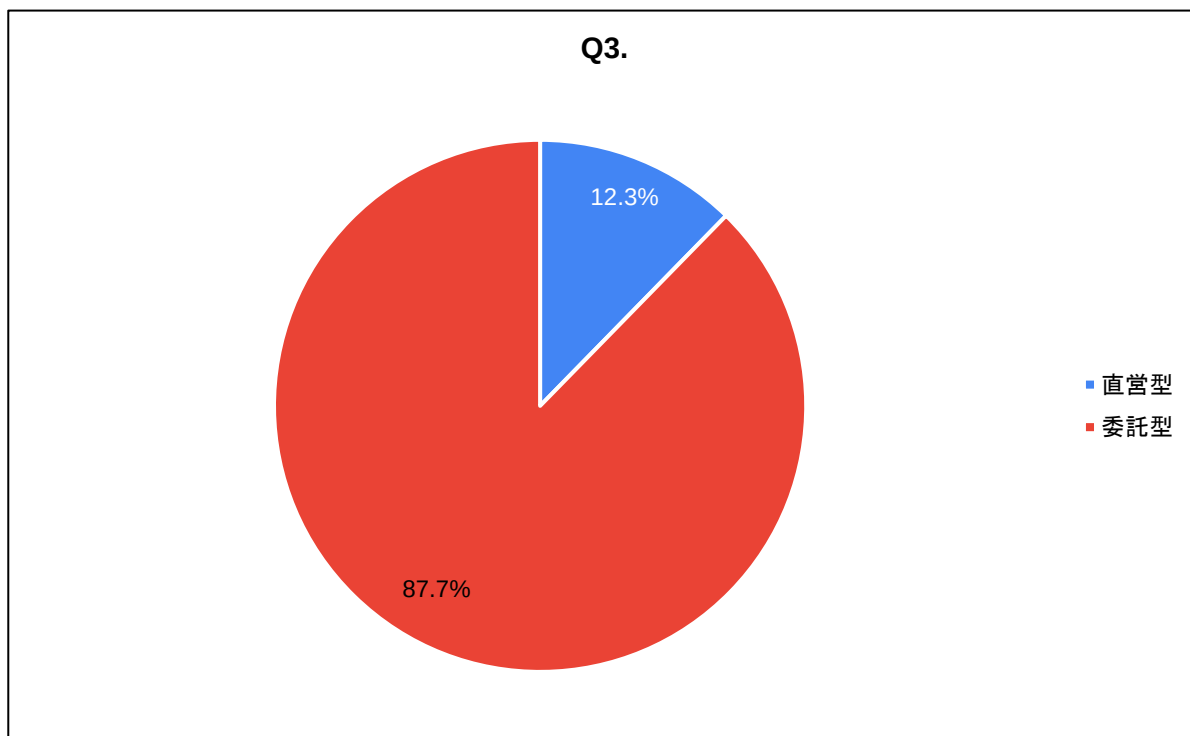
	N	%
主任介護支援専門員	163	33.5%
社会福祉士	157	32.2%
保健師	71	14.6%
看護師	46	9.4%
介護支援専門員	40	8.2%
その他	10	2.1%
合計	487	100.0%



Q3.現在勤務してる地域包括支援センターの運営形態についてお答えください。 [SA]
(N=487)

「委託型」が多く、約9割（87.7％）を占めている。

	N	%
直営型	60	12.3%
委託型	<u>427</u>	<u>87.7%</u>
合計	487	100.0%

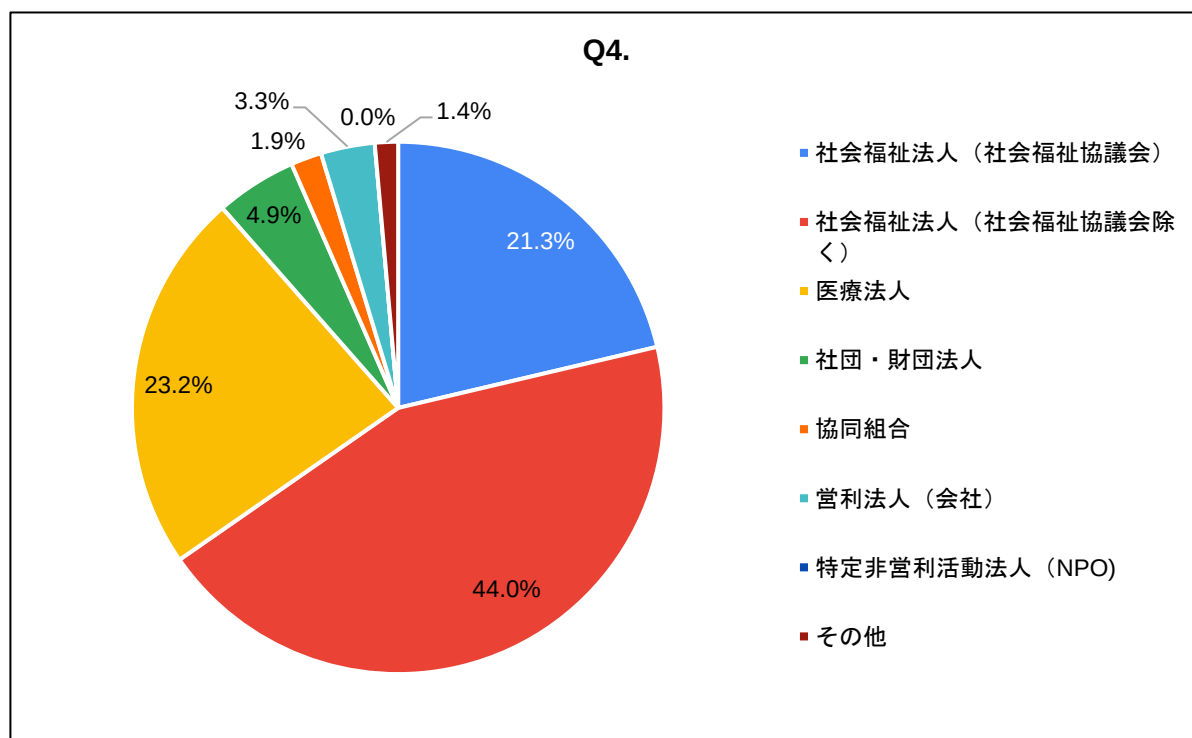


Q4.現在勤務している地域包括支援センターの運営主体をお答えください。〔SA〕（N=427）

※Q3の「委託型」（N=427）のみ回答。

「社会福祉法人（社会福祉協議会除く）」が最も多く、44.0%であった。次いで、「医療法人」（23.2%）、「社会福祉法人（社会福祉協議会）」（21.3%）が多い。

	N	%
社会福祉法人（社会福祉協議会）	91	21.3%
社会福祉法人（社会福祉協議会除く）	188	44.0%
医療法人	99	23.2%
社団・財団法人	21	4.9%
協同組合	8	1.9%
営利法人（会社）	14	3.3%
特定非営利活動法人（NPO）	0	0.0%
その他	6	1.4%
合計	427	100.0%

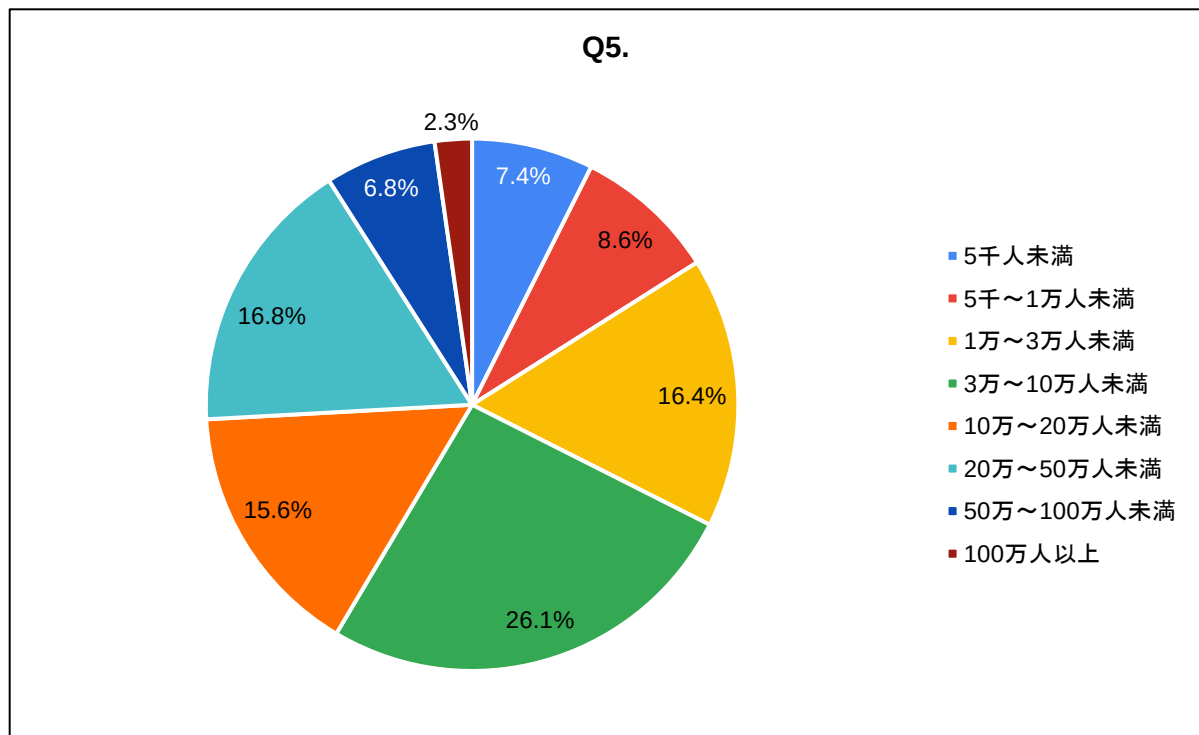


Q5.あなたが現在勤務している地域包括支援センターが所在する市区町村の人口規模をお答えください。 [SA] (N=487)

「3万～10万人未満」が最も多く、26.1%であった。次いで、「20万～50万人未満」(16.8%)、「1万～3万人未満」(16.4%)が多い。

なお、「5千人未満」の回答が7.4%みられた。

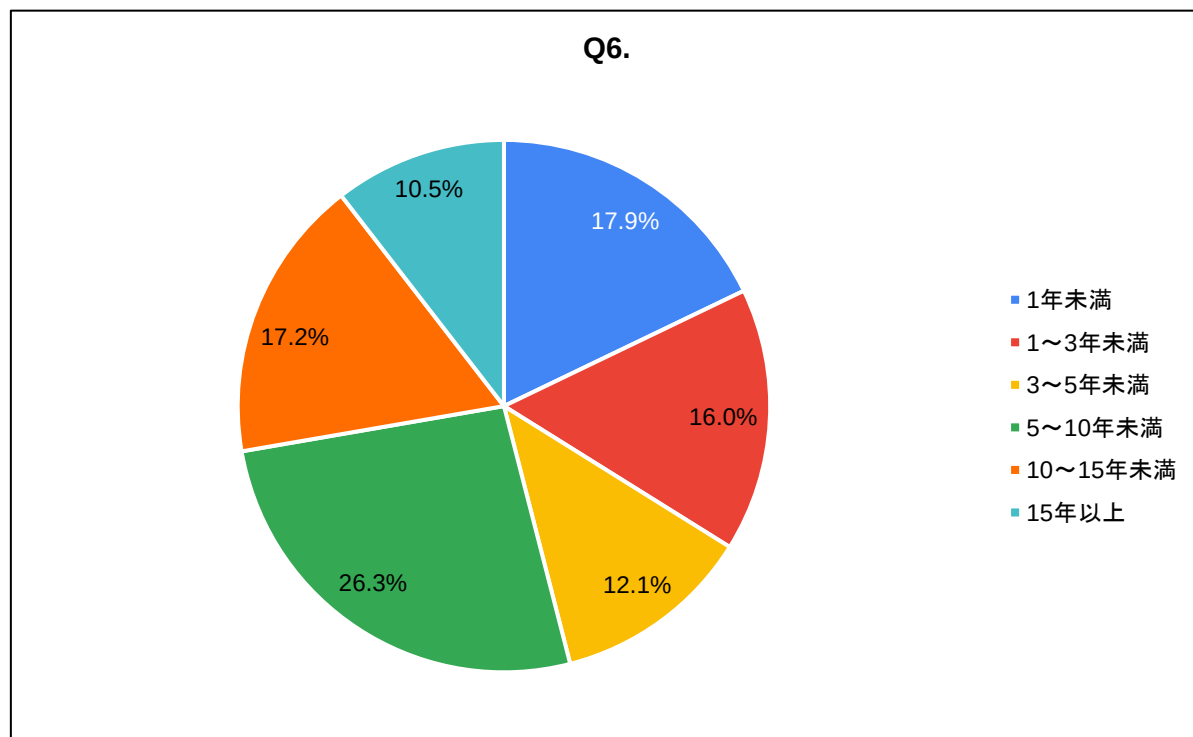
	N	%
5千人未満	36	7.4%
5千～1万人未満	42	8.6%
1万～3万人未満	80	16.4%
3万～10万人未満	<u>127</u>	<u>26.1%</u>
10万～20万人未満	76	15.6%
20万～50万人未満	82	16.8%
50万～100万人未満	33	6.8%
100万人以上	11	2.3%
合計	487	100.0%



Q6.現在勤務している地域包括支援センターでの実務経験年数をお答えください。 [SA]
(N=487)

「5～10年未満」が最も多く、26.3%であった。次いで、「1年未満」（17.9%）が多い。
「15年以上」と回答する者は、10.5%と最も少なかった。

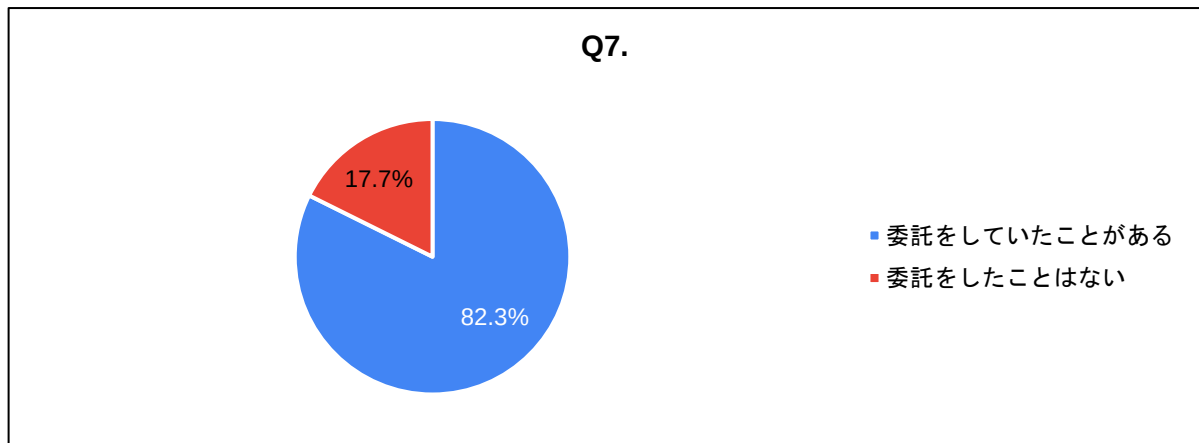
	N	%
1年未満	87	17.9%
1～3年未満	78	16.0%
3～5年未満	59	12.1%
5～10年未満	<u>128</u>	<u>26.3%</u>
10～15年未満	84	17.2%
15年以上	51	10.5%
合計	487	100.0%



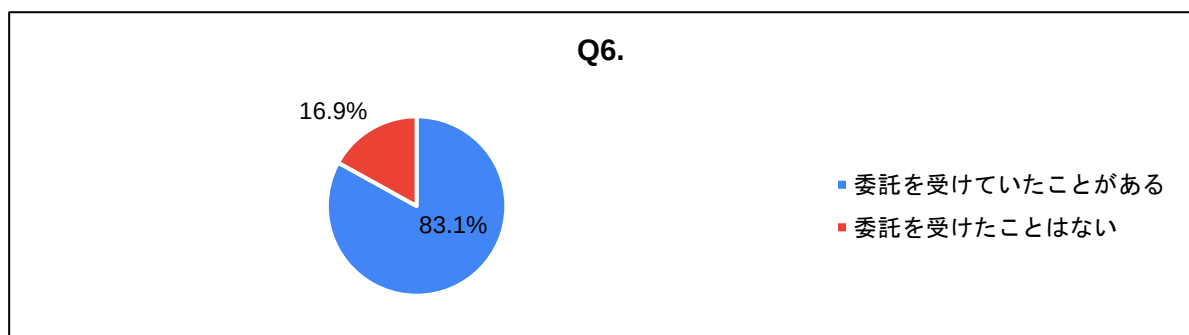
Q7.現在勤務している地域包括支援センターでは、令和6年4月1日より前に居宅介護支援事業所に介護予防支援業務の一部を委託していたことがありますか。〔SA〕（N=487）

「委託をしていたことがある」の回答が、82.3%であった。

	N	%
委託をしていたことがある	401	82.3%
委託をしたことはない	86	17.7%
合計	487	100.0%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q6：「介護予防支援業務の一部委託を受けていたことがあるか」）

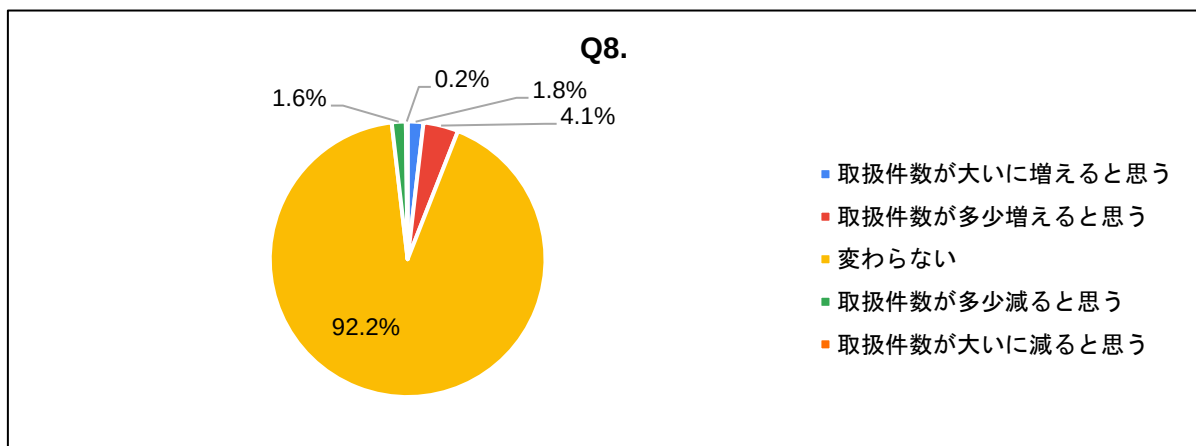


Q8.令和6年度の介護報酬改定で、介護予防支援業務を地域包括支援センターが行う場合の介護予防支援費が438単位から442単位に上がりました。

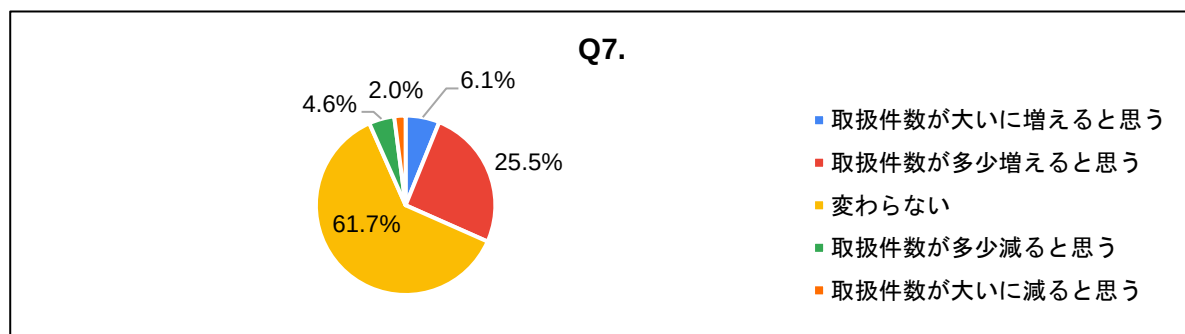
単位が上がったことを理由に、あなたが勤務している地域包括支援センターではどのような変化が見られると思いますか。 [SA] (N=487)

「変わらない」の回答が最も多く、約9割を占めている。

	N	%
取扱件数が大いに増えると思う	9	1.8%
取扱件数が多少増えると思う	20	4.1%
変わらない	449	92.2%
取扱件数が多少減ると思う	8	1.6%
取扱件数が大いに減ると思う	1	0.2%
合計	487	100.0%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q7：「貴居宅介護支援事業所での担当件数の変化」）



Q9.令和6年4月1日より、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託することが可能となりました。

本改正により、一部委託を受ける居宅介護支援事業所は増えていくと思いますか。回答者自身が活動する日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向として近いものをお答えください。

〔SA〕（N=487）

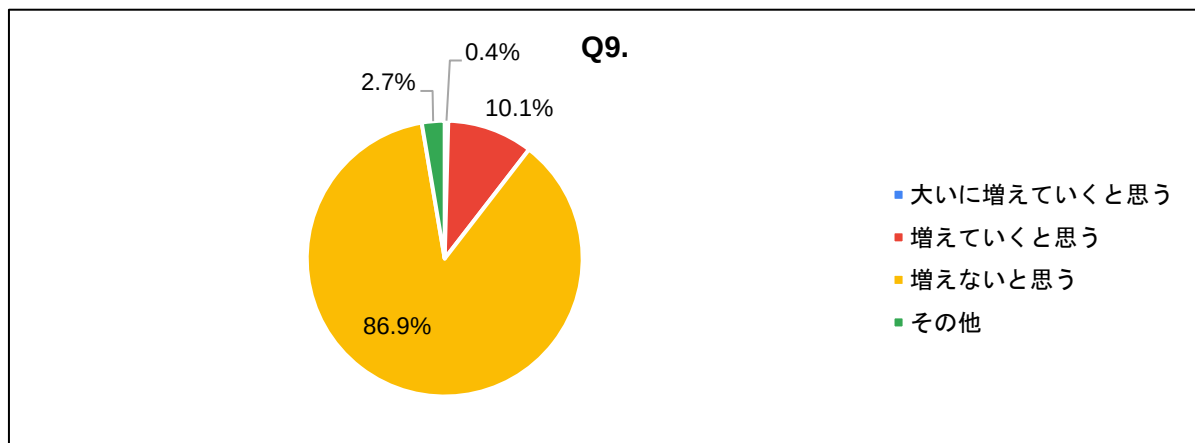
「増えないと思う」の回答が最も多く、86.9%であった。

なお、「大いに増えていくと思う」「増えていくと思う」の回答の計はわずか10.5%であった。

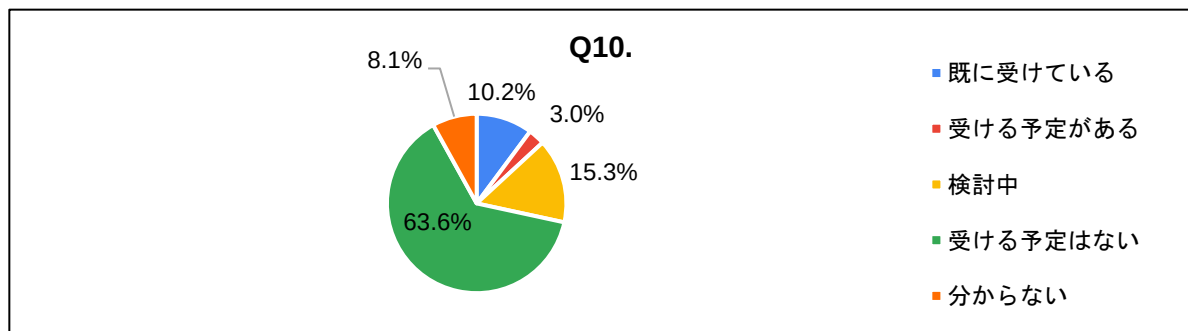
また、「その他」の記述をみると、『市の方針で本業務は委託しないと決まっている』という意見が数件（3件）みられた。他に、『市内の居宅介護支援事業所で本業務の委託を受けると回答した事業所数は0ヶ所』という記述もみられた。

	N	%
大いに増えていくと思う	2	0.4%
増えていくと思う	49	10.1%
増えないと思う	423	86.9%
その他	13	2.7%
合計	487	100.0%

10.5%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q10：「貴居宅介護支援事業所における総合相談支援業務の一部委託の受託意向」）



Q10.令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が、従来の2分の1換算から3分の1換算に改定されました。

本改定を受け、居宅介護支援事業所が扱う指定介護予防支援の利用者の件数は増えていくと思いますか。回答者自身が活動する日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向として近いものをお答えください。 [SA] (N=487)

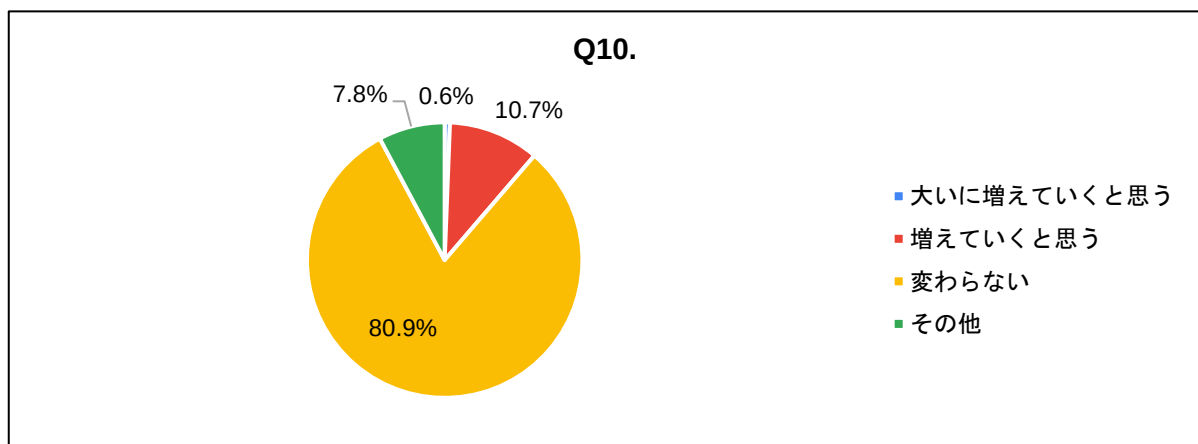
「変わらない」の回答が最も多く、80.9%であった。

なお、「大いに増えていくと思う」「増えていくと思う」の回答の計は11.3%であった。

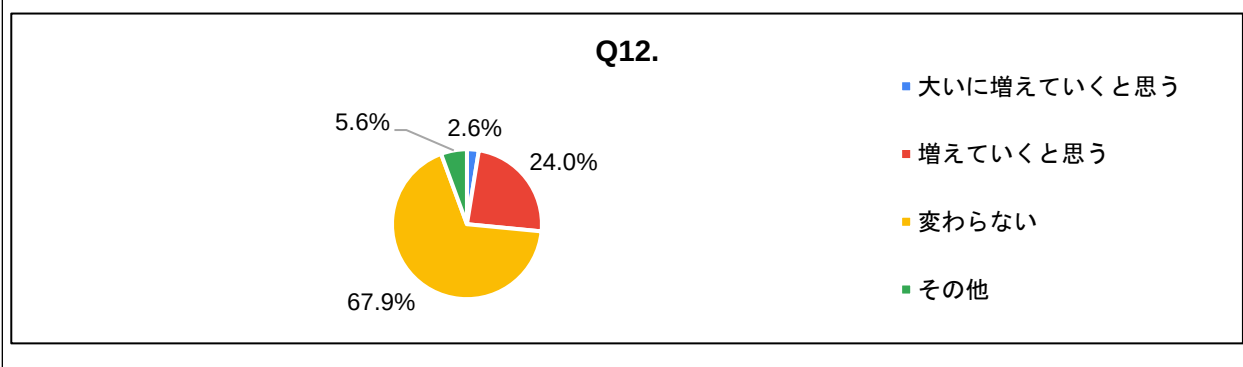
また、「その他」の記述をみると、『減る（減っている）』という記述が多くみられた(28件)。

	N	%
大いに増えていくと思う	3	0.6%
増えていくと思う	52	10.7%
変わらない	394	80.9%
その他	38	7.8%
合計	487	100.0%

11.3%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q12「指定介護予防支援の取扱件数1/3改定に伴う貴居宅介護支援事業所における変化」）



Q11.Q10「指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が3分の1換算に改定されたことによる日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の変化の傾向」の回答理由をお答えください。

[FA] (N=337)

「指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が3分の1換算に改定されたことによる居宅介護支援事業所が扱う指定介護予防支援の利用者数の変化」の自由記述（N=377）を、Q10の「増えていくと思う」、「変わらない」の回答別に類型化してみると、「増えていくと思う」と回答した理由として「現に増えている」が多く29.2%を占めている。次いで「居宅介護支援事業所の経営者側の判断・方針」が25.0%であった。

また、「変わらない」と回答した理由では「報酬が安い」が多く29.5%を占めている。次いで「居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務量、業務負担が大きい」が17.8%であった。

Q10「増えていくと思う」	N	%
現に増えている	7	29.2%
居宅介護支援事業所の経営者側の判断・方針	6	25.0%
地域の事情（介護予防の方の増加・減少、高齢者人口の減少等）	4	16.7%
その他	7	29.2%
合計	24	100.0%

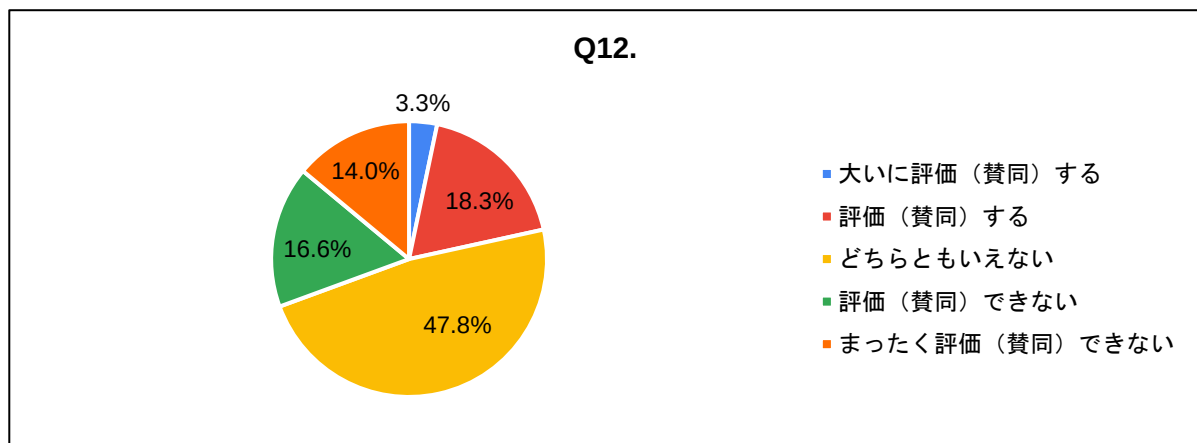
Q10「変わらない」	N	%
報酬が安い	83	29.5%
居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務量、業務負担が大きい	50	17.8%
居宅介護支援事業所が断る、受けたくないという	32	11.4%
要支援、要介護でも手間は変わらない。業務負担は同じなため	26	9.3%
居宅介護支援事業所が人員不足のため	26	9.3%
居宅介護支援事業所の経営者側の判断・方針によるため	13	4.6%
居宅介護支援事業所が少ない、廃業	10	3.6%
影響はない	5	1.8%
居宅介護支援事業所のメリットがないため	5	1.8%
地域の事情（介護予防の方の増加・減少、高齢者人口の減少等）	2	0.7%
行政の方針、行政が委託に対して消極的なため	2	0.7%
介護予防のみで総合事業は対象外のため	2	0.7%
その他	25	8.9%
合計	281	100.0%

Q12.今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』について、あなた自身はどのように評価しますか。〔SA〕（N=487）

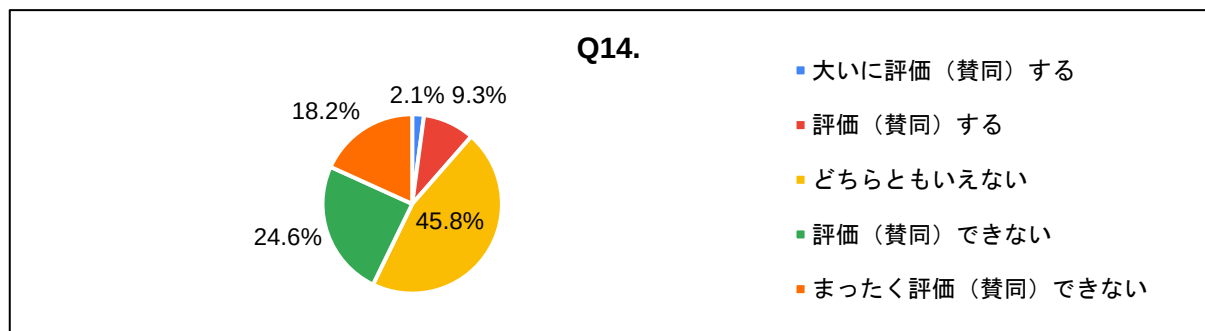
「どちらともいえない」の回答が最も多く、47.8%であった。

なお、「大いに評価（賛同）する」「評価（賛同）する」の回答の計は21.6%、「評価（賛同）できない」「まったく評価（賛同）できない」の回答の計は30.6%であり、本改正を評価できないの回答が評価するを上回っている。

	N	%	
大いに評価（賛同）する	16	3.3%	21.6%
評価（賛同）する	89	18.3%	
どちらともいえない	233	47.8%	30.6%
評価（賛同）できない	81	16.6%	
まったく評価（賛同）できない	68	14.0%	
合計	487	100.0%	



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q14：「『介護予防支援の指定対象の拡大』に対する回答者の評価」）



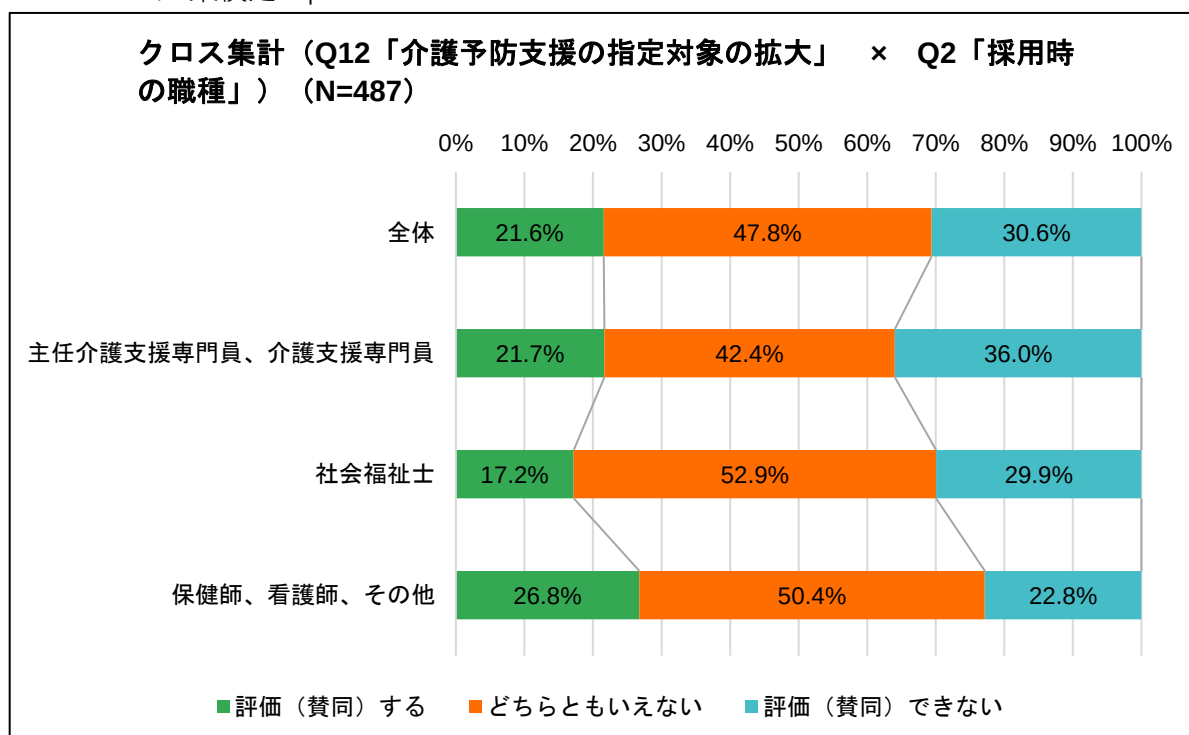
クロス集計（Q12「介護予防支援の指定対象の拡大」 × Q2「採用時の職種」）（N=487）

採用時の職種別に、「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価をみると、いずれの職種においても「どちらともいえない」が約半数を占めるが、「保健師、看護師、その他」の職種群においては、「評価（賛同）する」の回答が約4分の1（26.8%）を占めている。

なお、「主任介護支援専門員、介護支援専門員」の職種群においては、「評価（賛同）できない」の回答が約3分の1（36.0%）を占めている。

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487	105	233	149
	100.0%	21.6%	47.8%	30.6%
主任介護支援専門員、介護支援専門員	203	44	86	73
	100.0%	21.7%	42.4%	36.0%
社会福祉士	157	27	83	47
	100.0%	17.2%	52.9%	29.9%
保健師、看護師、その他	127	34	64	29
	100.0%	26.8%	50.4%	22.8%

カイ2乗検定：p<.05



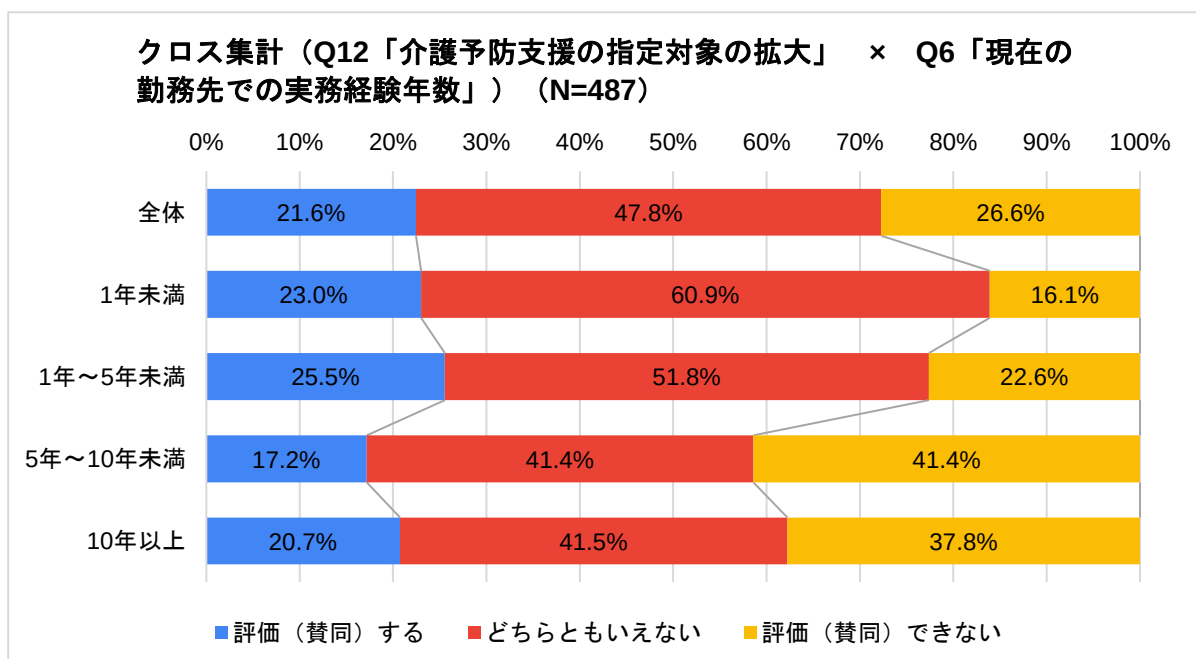
クロス集計（Q12「介護予防支援の指定対象の拡大」 × Q6「現在の勤務先での実務経験年数」）（N=487）

実務経験年数別に、「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価をみると、「1年未満」、「1年～5年未満」の群では、「どちらともいえない」が半数以上を占めている。

また、「1年未満」、「1年～5年未満」の群では、「評価（賛同）できない」の回答割合よりも「評価（賛同）できる」の回答割合の方が高いが、「5年～10年未満」、「10年以上」の群では、「評価（賛同）できない」の回答割合が「評価（賛同）する」の割合を上回っている。

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487	105	233	149
	100.0%	21.6%	47.8%	26.6%
1年未満	87	20	53	14
	100.0%	23.0%	60.9%	16.1%
1年～5年未満	137	35	71	31
	100.0%	25.5%	51.8%	22.6%
5年～10年未満	128	22	53	53
	100.0%	17.2%	41.4%	41.4%
10年以上	135	28	56	51
	100.0%	20.7%	41.5%	37.8%

カイ2乗検定：p<.05



Q13.Q12「介護予防支援の指定対象の拡大に対する評価」の回答理由をお答えください。

[FA] (N=297)

「介護予防支援の指定対象の拡大に対する評価」の自由記述（N=297）を、Q12の「評価（賛同）する」、「評価（賛同）できない」の回答別に類型化してみると、「評価（賛同）する」と回答した理由として「地域包括支援センターにとってメリット（業務負担軽減等）」が多く48.5%を占めている。次いで「居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務負担軽減、煩雑な書類・やりとりの軽減、効率化）」が18.2%であった。

また、「評価（賛同）できない」と回答した理由としては、「受け入れをする居宅介護支援事業所がない、メリット（報酬が低い含む）がない」が多く35.4%を占めている。次いで「介護予防ケアマネジメント（総合事業）が対象外であるため中途半端、かえって複雑化等」が32.3%であった。

Q12「評価（賛同）する」	N	%
地域包括支援センターにとってメリットである（業務負担軽減等）	32	48.5%
居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務負担軽減、煩雑な書類・やりとりの軽減、効率化）	12	18.2%
利用者にとってメリットである（居宅が担当することで、（要介護になったときの）担当の変更がない等）	7	10.6%
介護予防ケアマネジメント（総合事業）が対象外であるなど実務的なことを考えると不十分であるが、指定の拡大は評価できる	7	10.6%
その他	8	12.1%
合計	66	100.0%

Q12「評価（賛同）できない」	N	%
受け入れをする居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬が低い含む）がない	45	35.4%
介護予防ケアマネジメント（総合事業）が対象外であるため中途半端、かえって複雑化した	41	32.3%
地域包括支援センターにメリットがない（業務負担は変わらない、かえって業務量・業務負担が増す）	12	9.4%
何も変わらない、効果が期待できない、効果がない、効果が見えない	8	6.3%
居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、介護支援専門員の業務の手間が軽減する仕組みではない	7	5.5%
居宅介護支援専門員の力量・能力に疑問、不安。不必要なサービスの導入等につながるのではないかと懸念	4	3.1%
その他	10	7.9%
合計	127	100.0%

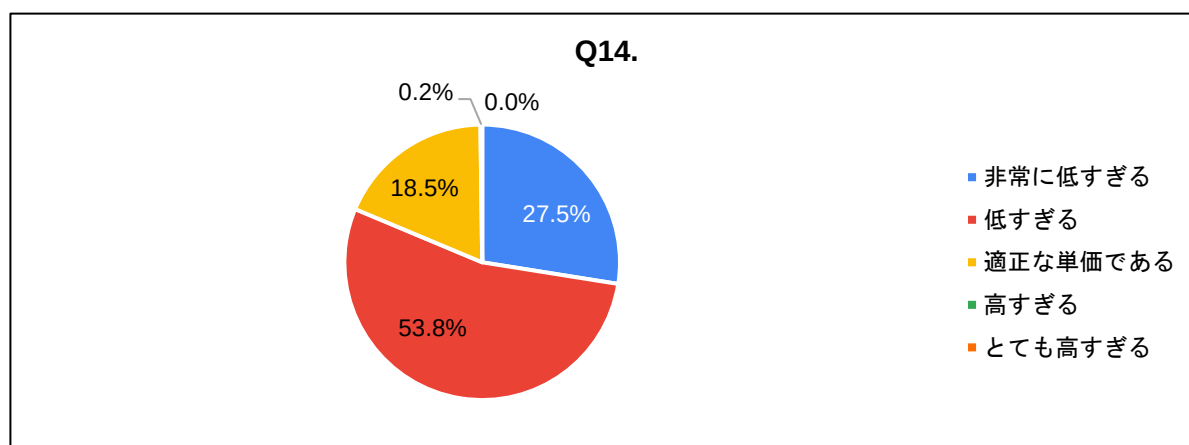
Q14.今回の介護報酬改定で地域包括支援センターが行う場合の介護予防支援費の単価（単位）が上がりました。

この単価設定（単位数）に関してどう思いますか。〔SA〕（N=487）

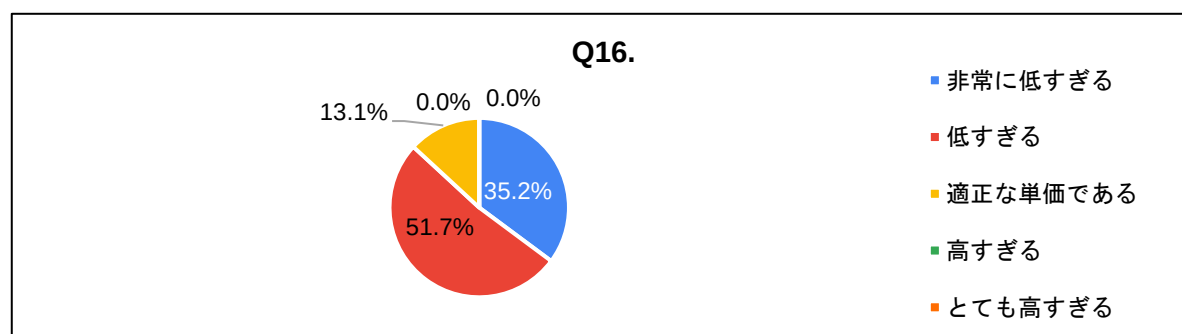
「非常に低すぎる」「低すぎる」の回答の計で約8割（81.3％）を占めている。

	N	%
非常に低すぎる	134	27.5%
低すぎる	<u>262</u>	<u>53.8%</u>
適正な単価である	90	18.5%
高すぎる	1	0.2%
とても高すぎる	0	0.0%
合計	487	100.0%

81.3%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q16：「指定居宅介護支援事業所が行う場合の介護予防支援費の単価への評価」）

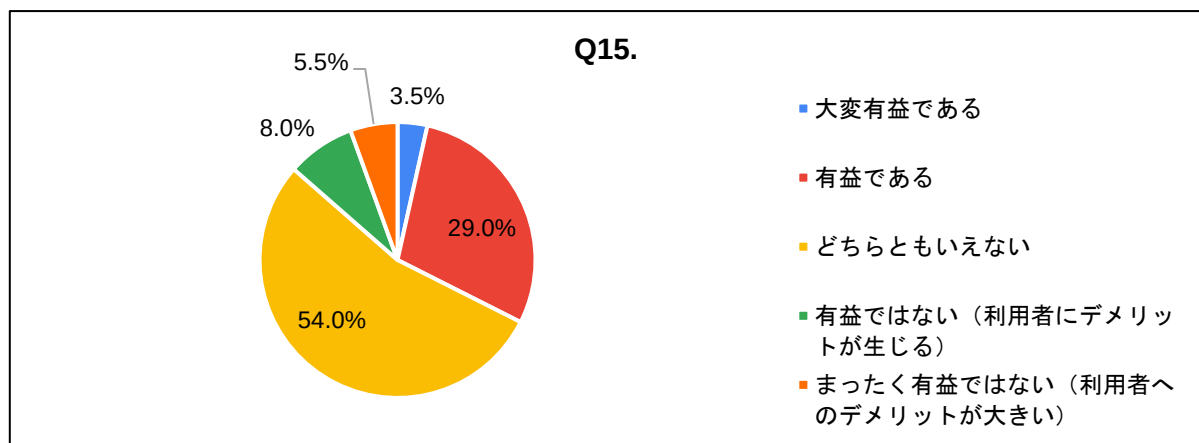


Q15.今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』は、利用者にとって有益な改正だと思いますか。〔SA〕（N=487）

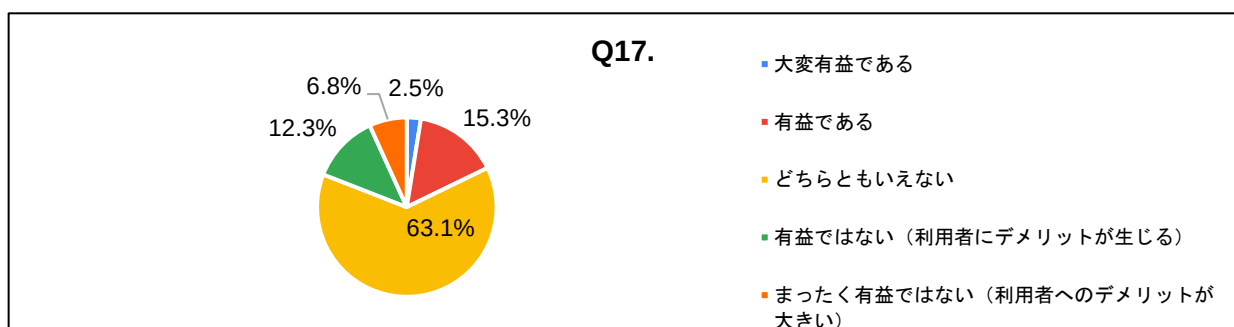
「どちらともいえない」の回答が最も多く、54.0%であった。次いで、「有益である」（29.0%）が多い。

また、Q12では、『介護予防支援の指定対象の拡大』について、回答者自身が「評価（賛同）する」の回答の計は21.6%であったが、利用者の有益性の観点からは、「有益である」の回答の計が32.5%を占めており、回答者（従事者）と利用者の違いによって、本改正の評価に違いがみられた。

	N	%	
大変有益である	17	3.5%	32.5%
有益である	141	29.0%	
どちらともいえない	263	54.0%	
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	39	8.0%	13.5%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	27	5.5%	
合計	487	100.0%	



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q17：「利用者にとっての有益性（介護予防支援の指定対象の拡大）」）



Q16.今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』について、あなた自身はどのように評価しますか。〔SA〕（N=487）

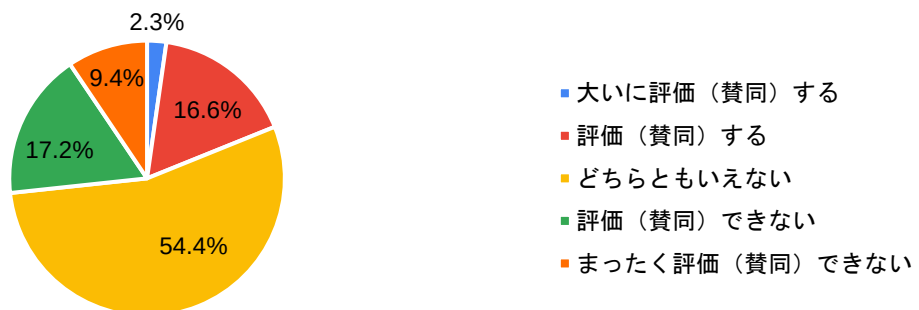
「どちらともいえない」の回答が最も多く、54.4%であった。

なお、「評価（賛同）できない」「まったく評価（賛同）できない」の回答の計が26.6%を占めている。

	N	%
大いに評価（賛同）する	11	2.3%
評価（賛同）する	81	16.6%
どちらともいえない	<u>265</u>	<u>54.4%</u>
評価（賛同）できない	84	17.2%
まったく評価（賛同）できない	46	9.4%
合計	487	100.0%

26.6%

Q16.



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q18：「総合相談支援業務の一部委託」に対する回答者の評価）」

Q18.



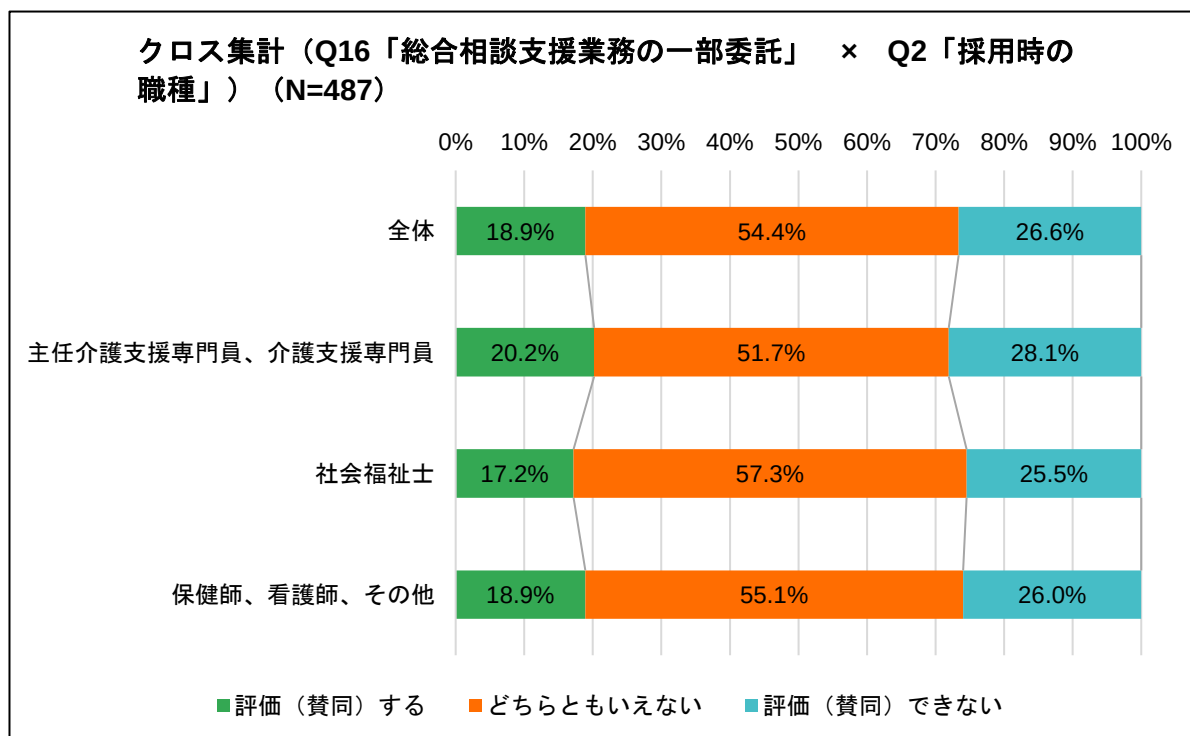
クロス集計（Q16「総合相談支援業務の一部委託」 × Q2「採用時の職種」）（N=487）

採用時の職種別に、「総合相談支援業務の一部委託」に対する評価をみると、いずれの職種においても「どちらともいえない」が約50～60%を占めている。

なお、「評価（賛同）できない」の回答は、いずれの職種で約4分の1を占めている。

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487	92	265	130
	100.0%	18.9%	54.4%	26.6%
主任介護支援専門員、介護支援専門員	203	41	105	57
	100.0%	20.2%	51.7%	28.1%
社会福祉士	157	27	90	40
	100.0%	17.2%	57.3%	25.5%
保健師、看護師、その他	127	24	70	33
	100.0%	18.9%	55.1%	26.0%

カイ2乗検定：p>.05



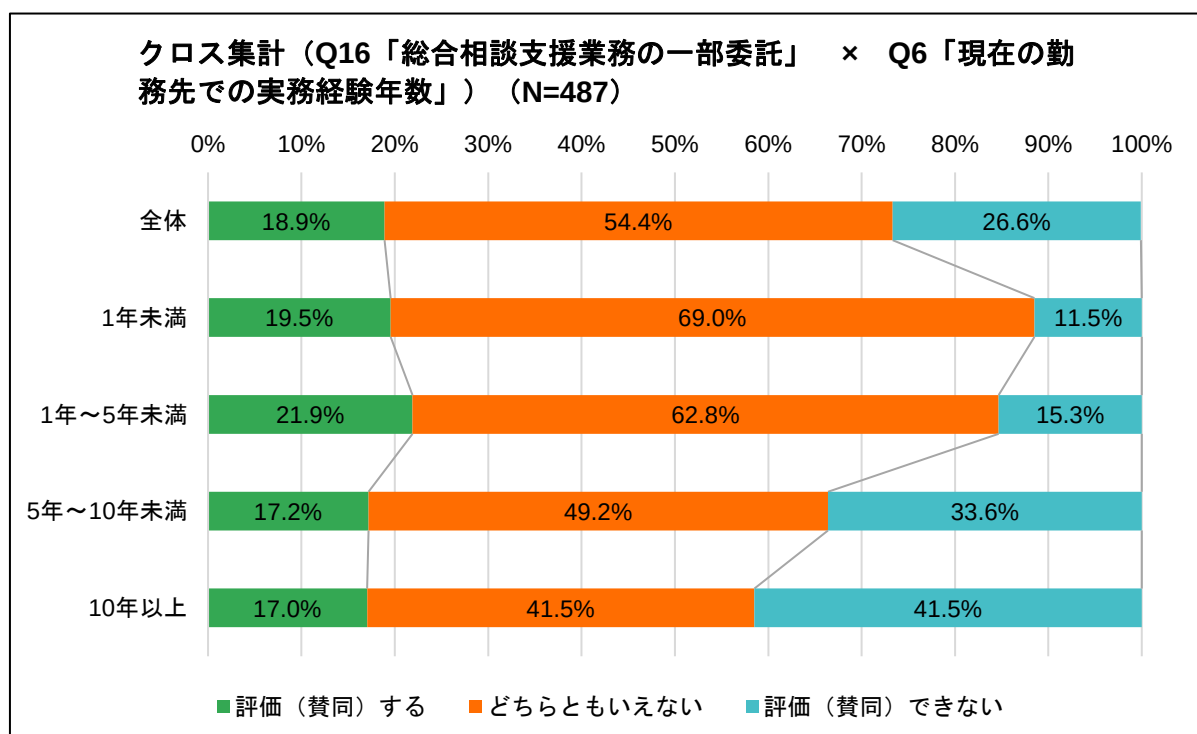
クロス集計（Q16「総合相談支援業務の一部委託」 × Q6「現在の勤務先での実務経験年数」）（N=487）

実務経験年数別に、「総合相談支援業務の一部委託」に対する評価をみると、「どちらともいえない」が、「～5年未満」の群では約60～70%を占めている。「5年以上」の群では、約40～50%であった。

また、「評価（賛同）できない」の回答は、実務経験年数が増えるごとに、その占める割合が高まり、「10年以上」では41.5%を占めている。

	全体	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない
全体	487	92	265	130
	100.0%	18.9%	54.4%	26.6%
1年未満	87	17	60	10
	100.0%	19.5%	69.0%	11.5%
1年～5年未満	137	30	86	21
	100.0%	21.9%	62.8%	15.3%
5年～10年未満	128	22	63	43
	100.0%	17.2%	49.2%	33.6%
10年以上	135	23	56	56
	100.0%	17.0%	41.5%	41.5%

カイ2乗検定：p<.05



Q17.Q16「総合相談支援業務の一部委託に対する評価」の回答理由をお答えください。〔FA〕
（N=276）

「総合相談支援業務の一部委託に対する評価」の自由記述（N=276）を、Q16の「評価（賛同）する」、「評価（賛同）できない」の回答別に類型化してみると、「評価（賛同）する」と回答した理由として、「地域包括支援センターにとってメリットである」が多く24.0%を占めている。次いで「相談機関が増えるのはよい」が22.0%、「利用者にとってメリットである」が20.0%であった。

また、「評価（賛同）できない」と回答した理由として、「居宅介護支援専門員の知識・能力に疑問、不安。公正中立性の担保、質の担保に不安」が多く28.1%を占めている。次いで「受託する居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬面含む）がない」が14.6%、「居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、現状の業務で手一杯」が12.5%であった。

Q16「評価（賛同）する」	N	%
地域包括支援センターにとってメリットである（業務負担軽減等）	12	24.0%
相談機関が増えるのはよい	11	22.0%
利用者にとってメリットである	10	20.0%
居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務の知識、業務の幅が広がる、専門性が高まる）	5	10.0%
法改正は評価できるが、何も変わらないのが現状である	4	8.0%
法改正は評価するが、広い知識や自立支援の視点を持った介護支援専門員を増やす必要がある	3	6.0%
将来的に必要である、今後の展開に期待をする	2	4.0%
市町村の方針が不透明、市町村次第	1	2.0%
その他	2	4.0%
合計	50	100.0%

Q16「評価（賛同）できない」	N	%
居宅介護支援専門員の知識・能力に疑問、不安。公正中立性の担保、質の担保に不安を感じる	27	28.1%
受託する居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬面含む）がない	14	14.6%
居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、現状の業務で手一杯	12	12.5%
何も変わらない、効果が期待できない、効果がない、効果が見えない	9	9.4%
制度、仕組みが不明確。分かりづらい	8	8.3%
地域包括支援センターにメリットがない（業務負担は変わらない、マンパワーが低下。効率化、質の向上に繋がらない）	8	8.3%
総合相談は包括業務の根幹、包括が担うべきである	4	4.2%
市町村の方針が不透明、市町村次第	3	3.1%
行政や地域包括支援センターが地域の実態を把握することが難しくなる	2	2.1%
分からない	1	1.0%
その他	8	8.3%
合計	96	100.0%

Q18.今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』は、利用者にとって有益な改正だと思いますか。〔SA〕（N=487）

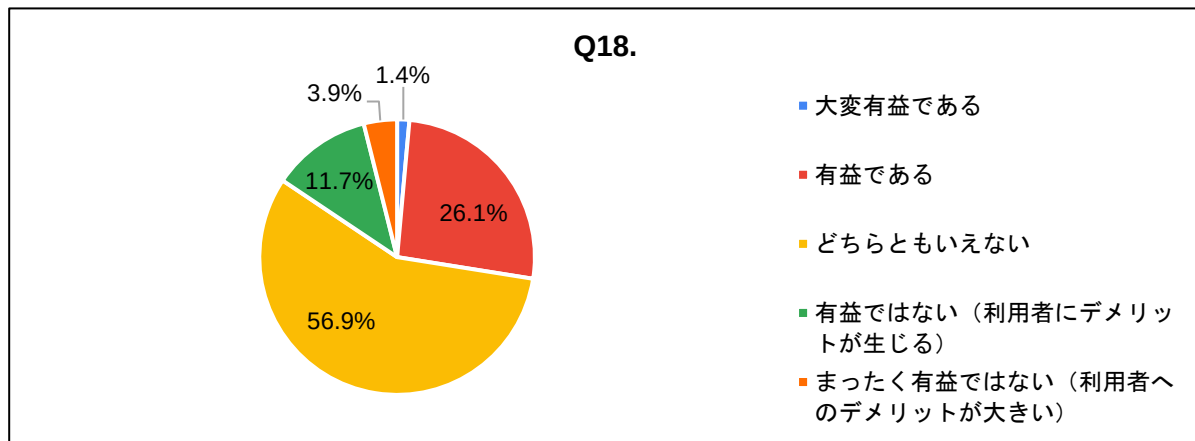
「どちらともいえない」の回答が最も多く、56.9%であった。

「大変有益である」「有益である」の回答の計は27.5%であった。

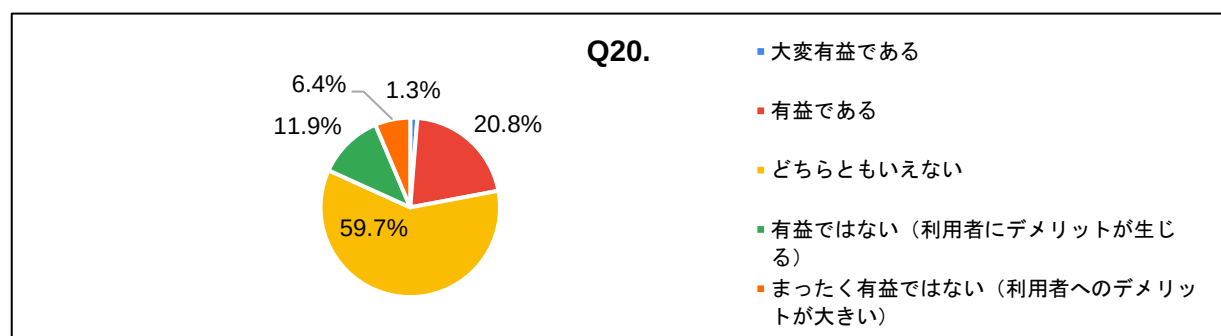
また、Q16では、『総合相談支援業務の一部委託』について、回答者自身が「評価（賛同）する」の回答の計は18.9%であったが、利用者の有益性の観点からは、「有益である」の回答の計が27.5%を占めており、回答者（従事者）と利用者の違いによって、本改正の評価に違いがみられた。

	N	%
大変有益である	7	1.4%
有益である	127	26.1%
どちらともいえない	<u>277</u>	<u>56.9%</u>
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	57	11.7%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	19	3.9%
合計	487	100.0%

27.5%



■参考：居宅介護支援事業所調査（Q20：「利用者にとっての有益性（総合相談支援業務の一部委託）」）



Q19.今回の法改正や報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関して意見等があればご記入ください。〔FA〕（N=242）

今回の法改正や介護報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関する意見（自由記述/N=242）を類型化してみると、「介護保険制度そのものの見直しの必要性、制度の複雑化」に関する意見が多く21.1%を占めている。次いで、「報酬の低さに問題あり」（18.6%）、「人材確保が問題」（14.0%）、「地域包括支援センターの業務からケアプラン作成業務を外すべき」（12.4%）などの意見がみられた。

	N	%
中途半端な改正、介護保険制度の存続の危機。介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている	51	21.1%
報酬の低さに問題あり	45	18.6%
人材確保が問題	34	14.0%
介護予防ケアマネジメント（総合事業）についても、居宅介護支援事業所への委託を可能として欲しい。地域包括支援センター業務からケアプラン作成を外すべき	30	12.4%
今回の改正は地域包括支援センターの業務負担軽減にむすびつくものではない。地域包括支援センターの業務量・業務負担が増加している	13	5.4%
改正内容が現場の実態に即していない	13	5.4%
介護業界全体の処遇の改善が必要（地域包括支援センター職員含む）	13	5.4%
市町村に課題あり（対応が遅い）	7	2.9%
今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担軽減にむすびつくものではない。負担増加	7	2.9%
介護支援専門員の更新研修の廃止・見直しが必要	5	2.1%
介護支援専門員の業務の明確化が必要	4	1.7%
訪問介護の報酬を上げるべき、事業所閉鎖・撤退に繋がりがねない	3	1.2%
意見なし	2	0.8%
その他	15	6.2%
合計	242	100.0%

(3) 調査票

※1 令和6年7月1日時点のあなた自身に関する情報をご回答ください。

Q	設問内容	回答形式	選択肢等
1	あなたは、 <u>現在、地域包括支援センターに勤務</u> していますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	はい（常勤勤務） はい（非常勤勤務〔週20時間未満〕） はい（非常勤勤務〔週20時間以上〕） いいえ
2	現在勤務している地域包括支援センターでのあなたの職種をお答えください。保有職種ではなく、採用時の職種でお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	主任介護支援専門員 社会福祉士 保健師 看護師 介護支援専門員 その他（ ）
3	現在勤務している地域包括支援センターの運営形態についてお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A Q4スキップ Q4へ	直営型 委託型
4	現在勤務している地域包括支援センターの運営主体をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	社会福祉法人（社会福祉協議会） 社会福祉法人（社会福祉協議会除く） 医療法人 社団・財団法人 協同組合 営利法人（会社） 特定非営利活動法人（NPO） その他（ ）

5	あなたが現在勤務している <u>地域包括支援センター</u> が所在する <u>市区町村の人口規模</u> をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	5千人未満
			5千～1万人未満
			1万～3万人未満
			3万～10万人未満
			10万～20万人未満
			20万～50万人未満
			50万～100万人未満
			100万人以上
6	現在勤務している <u>地域包括支援センター</u> での実務経験年数をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	1年未満
			1～3年未満
			3～5年未満
			5～10年未満
			10～15年未満
			15年以上

※Q7～Q19は、地域包括支援センターに関する介護保険法改正並びに介護報酬改定についてお答えください。なお、Q8～Q11については、委託元の市町村の方針によるところはあると思いますが、今回はあなたが勤務している地域包括支援センターとしてどのように考えているのか、また、あなたが活動している日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向としてお答えください。

Q	設問内容	回答形式	選択肢等
7	現在勤務している <u>地域包括支援センター</u> では、 <u>令和6年4月1日より前に居宅介護支援事業所に介護予防支援業務の一部を委託していたことがありますか。</u> 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	委託をしていたことがある 委託をしたことはない
8	令和6年度の介護報酬改定で、介護予防支援業務を <u>地域包括支援センター</u> が行う場合の介護予防支援費が438単位から442単位に上がりました。 <u>単位が上がったことを理由に、あなたが勤務している地域包括支援センターではどのような変化が見られると思いますか。</u> 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	取扱件数が大いに増えると思う 取扱件数が多少増えると思う 変わらない 取扱件数が多少減ると思う 取扱件数が大いに減ると思う

9	令和6年4月1日より、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託することが可能となりました。 本改正により、一部委託を受ける居宅介護支援事業所は増えていくと思いますか。<u>回答者自身が活動する日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向として近いもの</u>をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに増えていくと思う 増えていくと思う 増えないと思う その他（ ）
10	令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が、従来の2分の1換算から3分の1換算に改定されました。 本改定を受け、<u>居宅介護支援事業所が扱う指定介護予防支援の利用者の件数は増えていく</u>と思いますか。<u>回答者自身が活動する日常生活圏域内の居宅介護支援事業所の傾向として近いもの</u>をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに増えていくと思う 増えていくと思う 変わらない その他（ ）
11	Q10で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	
12	今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』について、あなた自身はどのように評価しますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに評価（賛同）する 評価（賛同）する どちらともいえない 評価（賛同）できない まったく評価（賛同）できない
13	Q12で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	

14	今回の介護報酬改定で<u>地域包括支援センターが行う場合の介護予防支援費の単価（単位）</u>が上がりました。 この単価設定（単位数）に関してどう思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	非常に低すぎる 低すぎる 適正な単価である 高すぎる とても高すぎる
15	今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』は、<u>利用者にとって</u>有益な改正だと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大変有益である 有益である どちらともいえない 有益ではない（利用者にデメリットが生じる） まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）
16	今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』について、あなた自身はどのように評価しますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに評価（賛同）する 評価（賛同）する どちらともいえない 評価（賛同）できない まったく評価（賛同）できない
17	Q16で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	
18	今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』は、<u>利用者にとって</u>有益な改正だと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大変有益である 有益である どちらともいえない 有益ではない（利用者にデメリットが生じる） まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）
19	今回の法改正や報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関して意見等があればご記入ください。 【任意/直接入力】	F A	

「2024年施行の介護保険法改正並びに介護報酬改定に関する意識調査」

～地域包括支援センター調査～

とりまとめ報告書

令和6（2024）年11月発行

発行 一般財団法人 長寿社会開発センター

〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1 KDX西新橋ビル6階

TEL：03-5470-6751 FAX：03-5470-6762

不許複製